

訓 令

埼玉県訓令第四号

本 庁
地 域 機 関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「き損した」を「毀損した」に、「貸与被服亡失（き損）届」を「貸与被服亡失（毀損）届」に改める。

別表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第六十六号までを一号ずつ繰り上げる。

様式第一中「貸与被服亡失（き損）届」を「貸与被服亡失（毀損）届」に改め、「㊦」を「㊧」に改め、「き損」を「毀損」と、「き損」を「毀損」に改める。

様式第二中「様式第2」を「様式第2（第6条関係）」とし、

| | |
|-----|-----------------|
| 受領印 | 返納、亡失 (損)年 月 |
|-----|-----------------|

「(き) 所属 長印 日」を「受領者 確認欄 返納、亡失 (毀損) 日 所属 長欄 確認欄」に改める。

様式第三を次のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定及び様式第一から様式第三までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の職員被服貸与規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。